

平成21年度 埋設処分業務の実績について

平成22年6月4日

第3回 埋設処分業務・評価委員会

独立行政法人 日本原子力研究開発機構
埋設事業推進センター

年度計画の記載事項

1. 平成21年度に実施する業務
 - 1.1 概念設計の実施
 - 1.2 立地基準及び立地手順の策定
 - 1.3 処分単価及び受託契約
 - 1.4 輸送、処理に関する計画
 - 1.5 その他の業務
2. 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画
3. 平成21年度の埋設処分業務の運営において留意する事項

1. 平成21年度に実施する業務

1.1 概念設計の実施

計 画	実 績
国内外の埋設処分施設を参考としつつ、合理的な埋設施設の設備仕様、レイアウト等の概念設計に着手し、概念設計の前提条件となる ・埋設対象廃棄体の性状、含有核種、放射能濃度、発生予測 ・我が国における一般的な立地条件 ・関連法令(*)に定められる埋設施設に関する技術基準 等 について調査検討して、その結果を取りまとめる。 また、概念設計、立地条件に関する技術的検討等に使用する既存の被ばく線量評価コードの入力部に係る整備を行う。 (*)「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号)等	1. 概念設計の実施の一環となる前提条件の取りまとめ 埋設処分対象とする廃棄体数量並びに含有核種とその放射能濃度を設定した。 放射性廃棄物等の埋設処分に関連する国内法令の施設基準を整理した。 埋設施設の一般的な立地条件を、国内外の埋設施設の事例、安全確保の基準、安全評価の方法、我が国の社会環境・自然環境に係るデータ等について調査・整理し設定した。 ⇒参考資料1-1-1、1-1-2、1-1-3及び1-1-4参照 2. 被ばく線量評価コードの入力部の整備 既存の被ばく線量評価コードの入力部を整備した。その結果、埋設施設に係る被ばく線量評価がより簡便に実施できることを確認した。 ⇒参考資料1-1-5参照

概念設計等の実施

(概念設計の前提条件の検討)

参考資料1-1-1

平成21年度に実施

概念設計

①廃棄物の種類、数量、放射能インベントリの設定

参考資料1-1-2

②安全規制等の法令要件の設定

参考資料1-1-3

③一般的な立地条件(平地等)の設定

参考資料1-1-4

設定条件に基づく廃棄物の受入、確認、構内輸送、定置等に係る手法及び作業工程の検討及び決定

廃棄物の受入、確認、構内輸送、定置に必要な施設、設備の抽出

埋設施設・設備に係る構造等の詳細な設計

埋設施設・設備の詳細な配置設計

施設・設備の耐震及び
構造強度に関する安全性の確認

放射線に関する安全性の確認

建設費等の積算

埋設施設の安全性及び経済性に関する評価・検討等

立地基準・立地手順

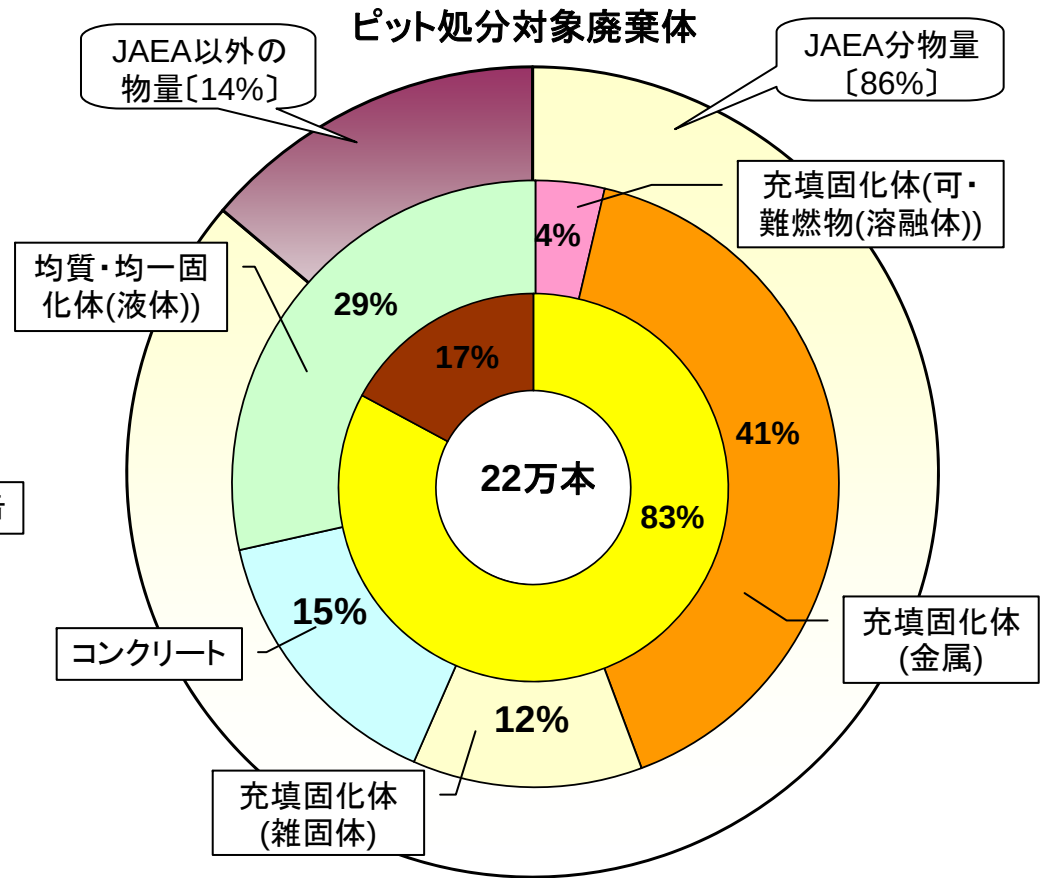
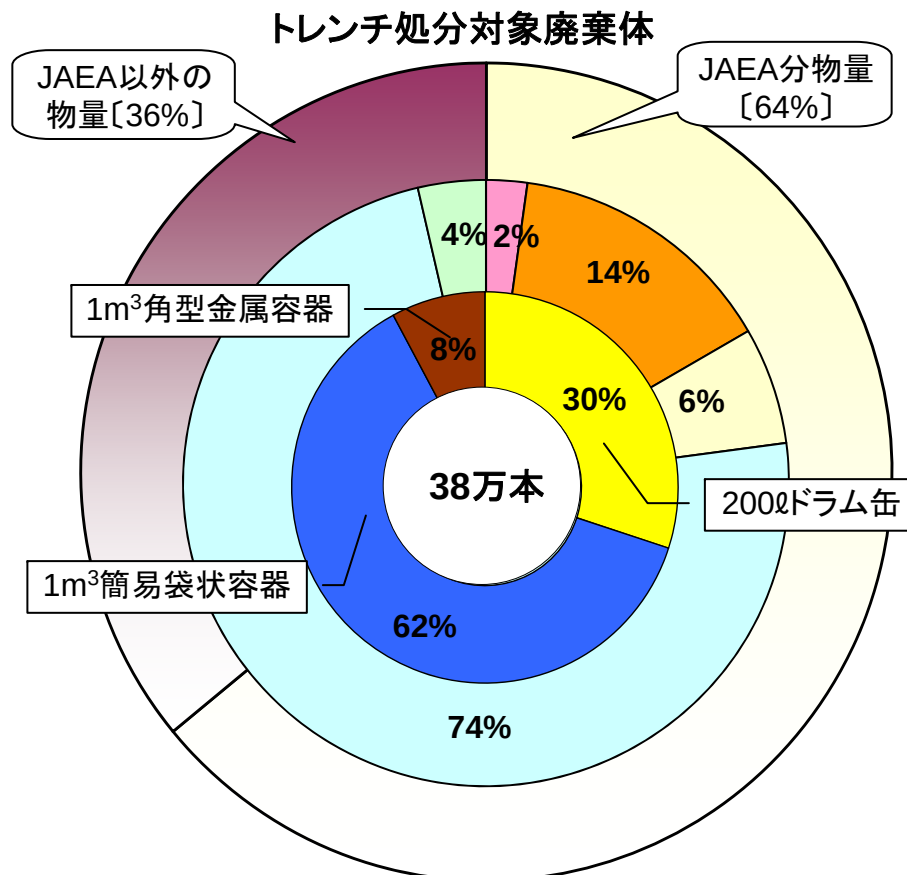
1.1 概念設計等の実施(1)

参考資料1-1-2

①廃棄物の種類、数量、放射能インベントリの設定(1/2)

廃棄物の受入から埋設施設への定置に必要な施設、設備の詳細な設計のため、廃棄物の詳細な条件を設定

廃棄物数量(約60万本)及び廃棄物性状は、埋設対象廃棄物の調査結果に基づき設定



注:外円、中円、内円は、それぞれ物量、性状、容器の体積割合を示す。
:端数処理により、合計が合わない箇所がある。

概念設計等の実施

①廃棄体の種類、数量、放射能インベントリの設定(2/2)

埋設施設の放射線に関する安全性と設計に必要な条件設定

トレンチ処分

放射性物質の種類	平均放射能濃度 (Bq/t)	濃度上限値 (Bq/t)
Co-60	1×10^7	1×10^{10}
Sr-90	9×10^4	1×10^7
Cs-137	7×10^5	1×10^8

コンクリートピット処分

放射性物質の種類	平均放射能濃度 (Bq/t)	濃度上限値 (Bq/t)
C-14	1×10^8	1×10^{11}
Co-60	2×10^9	1×10^{15}
Ni-63	2×10^8	1×10^{13}
Sr-90	8×10^7	1×10^{13}
Tc-99	6×10^4	1×10^9
Cs-137	1×10^8	1×10^{14}
アルファ線を放出する放射性物質(*)	9×10^5	1×10^{10}

(*)Am-241で代表

放射能インベントリ

○JAEAの廃棄体:

原子力施設の種類(原子炉、核燃料使用、RI使用)に応じた放射性物質の組成比、廃棄体の放射能濃度分布等から評価

○JAEA以外の廃棄体:

原子力施設の種類(原子炉、核燃料使用、RI使用)、及び処分方法毎に廃棄物を区分し、区分毎にJAEAの廃棄物の放射性物質の組成比、廃棄体の平均放射能濃度を適用して設定

○放射性物質の種類は、左表以外にも設定

濃度上限値

原子炉等規制法 第2種廃棄物埋設規則第1条の2第4号及び第5号において、処分方法毎に定められた規制すべき放射性物質の種類と放射能濃度

概念設計等の実施

②安全規制等の法令要件の設定

参考資料1-1-3

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
●安定型・管理型・遮断型処分場 等

原子力安全基盤機構(JNES)

- 埋設対象廃棄体の確認に係る要領
- 埋設施設の確認に係る要領

原子炉等規制法

- 研究用原子炉 ○核燃料使用施設 ○再処理事業
- 加工事業 ○研究開発段階炉

- ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第2種廃棄物埋設の事業に関する規則
- ・核燃料物質等の第2種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示
- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則及び同告示
- ・核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示 等

原子力安全委員会

- 放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方
- 原子炉立地審査指針
- 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- 低レベル固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基準値について
- 主な原子炉施設におけるクリアランスレベルについて 等

放射線障害防止法(RI法)

- ・施行規則第14条の11第3項 廃棄施設の基準
- ・施行規則第14条の12 廃棄物埋設に係る廃棄の業の許可の審査
- ・施行規則第18条 事業所等における運搬の基準
- ・施行規則第19条 廃棄の基準 等

- 埋設施設の立地基準
- コンクリートピット及びトレンチ埋設施設の技術基準
- 埋設対象廃棄体の技術基準
- 埋設施設の操業基準 等

医療法 (病院、診療所)

- ・施行規則第30条の14の2 廃棄の委託先の指定 等

薬事法 (医療機器製造・販売)

- ・放射性医薬品の製造及び取扱規則第3条 廃棄の委託先の指定 等

臨床検査技師法(衛生検査所等)

- ・施行規則第12条第2項 医療法施行規則第30条の14の2に基づく 等

RI法に準じるものとして想定

獣医療法 (飼育動物の診療施設)

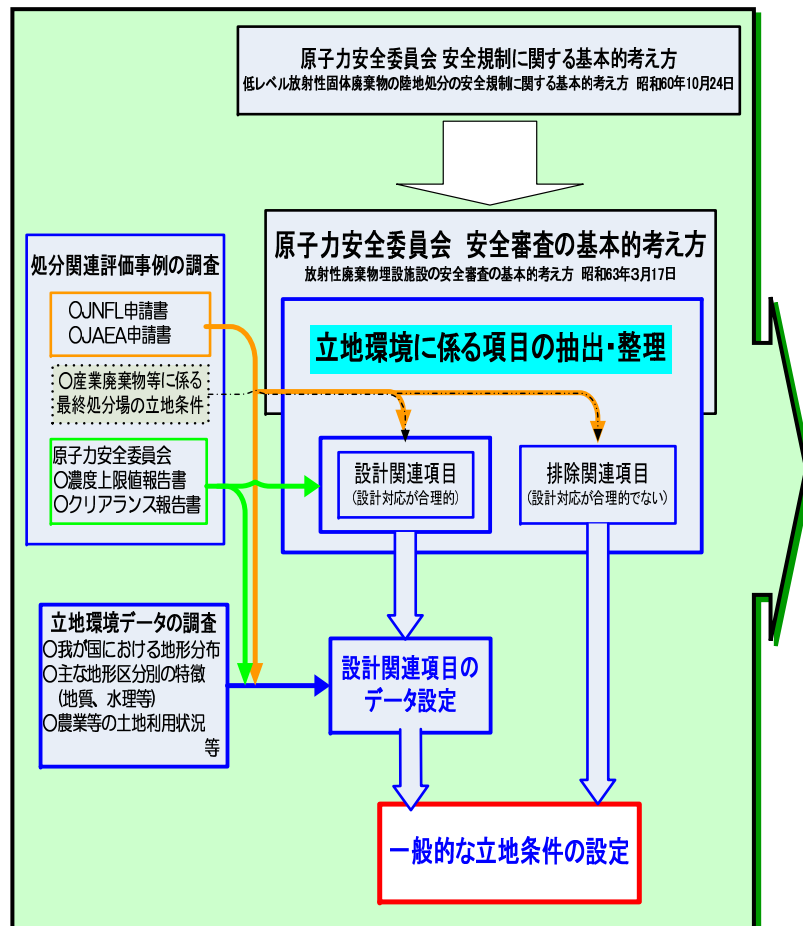
- ・施行規則第10条の2 廃棄の委託先の指定 等

RI法に準じるものとして想定

概念設計等の実施

参考資料1-1-4

③一般的な立地条件(平地等)の設定



立地環境に係る項目		設計関連項目	排除関連項目
自然環境	○ 地震(地震動) ○ 台風・豪雨	○	—
	○ 異常寒波・豪雪	—	○
	○ 活断層 ○ 津波 ○ 地滑り	—	○
	○ 陥没 ○ 高潮 ○ 洪水	—	○
	○ 火山活動	—	○
	地質及び地形等	○ 地質・断層及び地形 ○ 地盤 ○ 地耐力	— (○)
	気象	○ 風向・風速 ○ 降水量	—
社会環境	水象及び水理	○ 地下水(水質・流速・河川までの距離・浸透水量等) ○ 河川水(流量等)	—
	○ 近隣工場等における火災・爆発等 ○ 河川水・地下水等の利用状況 ○ 農業、畜産業、漁業等食物に関する土地利用等の状況 ○ 人口分布等	○	—
	○ 石炭・鉱石等の天然資源 ○ 交通	— ○	○

注: () はその一部に評価項目があるもの

設計関連項目における各評価パラメータについて、
公開文献、既存報告書、HP等により最小値、最大値、設定値を調査

設定評価パラメータの一例

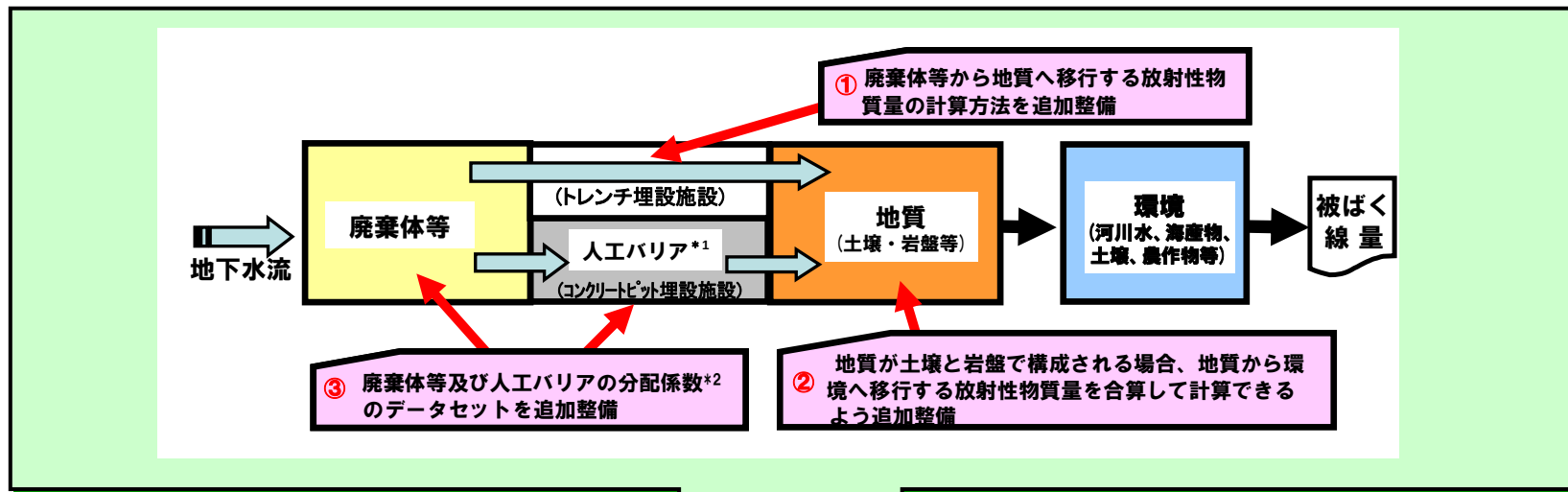
区分	立地条件項目	シナリオ区分	評価パラメータ項目	設定検討				既存申請書の例	
				最小値	設定値	最大値	単位	JNFL	JAEA
自然環境	水象及び水理	施設閉鎖後 (地下水移行)	流速	0.01	1	100	m/d	0.03	0.2
			河川までの距離	100	100	1000	m	20	190
			浸透水量	100	400	1000	mm/y	600	—
社会環境	河川水、地下水等の利用状況	施設閉鎖後 (地下水移行)	人の年間飲料水摂取量	0.45	0.61	0.75	m ³	0.61	0.61
	農業、畜産業等食物に関する土地利用の状況		家畜(肉牛)の飼育水飲用量	20	50	60	L/d	40	—

注) JNFL: 日本原燃株式会社の申請書(流速: 覆土中の流速10m/yから算出、浸透水量: 降水量から蒸発散量を除いた量として記載された値から算出)

JAEA: 日本原子力研究開発機構の申請書(河川までの距離: 海への流入を評価したため海までの距離を示す。浸透水量並びに家畜の飼育水飲用量は設定されていない。)

概念設計等の実施 (被ばく線量評価コードの入力部の整備)

参考資料1-1-5



被ばく線量評価に係る既存計算と再現計算の比較により再現性を確認し、整備したコードの妥当性を確認 ー 管理期間終了以後における一般的であると考えられる事象での計算結果ー

No.	線量評価シナリオ	線量[μ Sv/y]		比率[-] (1に近い程、整備コードと既存の計算結果が近いことを示す)
		整備コード	既存申請書	
1	地下水中の放射性物質が移行する沼の沼産物摂取による内部被ばく	0.18	0.18	1.00
2	埋設地近傍の沢水の飲用による内部被ばく	0.30	0.30	1.00
3	埋設地近傍の沢水を用いて生産する農作物の摂取による内部被ばく	0.14	0.14	1.00
4	埋設地近傍の沢水を用いて生産する畜産物の摂取による内部被ばく	0.068	0.068	1.00
5	埋設地近傍の沢水を生産に利用する農耕作業による外部及び内部被ばく	0.033	0.033	1.00
6	埋設地又はその近傍における住宅施設の建設工事による外部及び内部被ばく	0.024	0.025	0.96
7	埋設地又はその近傍における居住による外部及び内部被ばく	0.42	0.44	0.95

注) 端数処理のため、線量計算結果と比率が一致しない箇所がある。

* 1: 人工バリアとは、埋設施設内の隙間を埋めるセメント等の充填材、ベントナイトを混合した土、コンクリートピットなど放射性物質の環境への移行を防止・抑制する人工構築物のこと

* 2: 地下水等の液相中の放射性物質の濃度に対する人工バリア等の固相中の放射性物質の濃度の比。人工バリア等の放射性物質の移行抑制に係る評価に用いられる。

1. 平成21年度に実施する業務

1.2 立地基準及び立地手順の策定

計 画	実 績
立地基準及び立地手順の策定の検討に資するため、類似施設の地点選定事例において採用された立地基準、立地手順等に関する情報を収集・整理し取りまとめる。	1. 立地基準、立地手順等に関する情報の収集・整理 国内外の類似施設の地点選定事例について調査を実施した。 ① 国内の原子力施設の立地事例として、電気事業者による使用済燃料中間貯蔵施設の立地に向けた活動事例及び原子力発電環境整備機構による高レベル放射性廃棄物最終処分施設の設置可能性についての文献調査を行う地区の公募に関する事例について、それらの経緯等を収集・整理した。また、産業廃棄物の最終処分施設の事例として、最終処分場の設置に関する諸法令及び公共関与による候補地選定事例を収集・整理した。 ② 国外の事例として、海外における放射性廃棄物処分場の選定に関する事例について、経緯や採用された立地基準及び立地手順等の情報を収集・整理した。 ⇒参考資料1-2-1参照

立地事例の情報収集・整理 (1/7)

1. 調査の範囲

(1) 国内

- 1) 原子力施設 (一例: 中間貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物処分施設)
- 2) 産業廃棄物処分場 (一例: 産業廃棄物処分場)
- 3) 研究施設等 (一例: 次世代スーパーコンピュータ)

(2) 海外

- 1) 低・中レベル廃棄物処分場
(一例: 英国、韓国)
- 2) 高レベル廃棄物処分場

2. 今後の予定

比較、分析、整理

立地事例の情報収集・整理 (2/7)

(国内: 原子力施設／中間貯蔵施設)

立地基準	☆中間貯蔵施設の立地は、地元からの要請を受け、下記の基本的立地条件※を踏まえて立地可能性調査を行っている。 立地可能性調査で実施した項目 (1)気象に関する調査（気象、湿度、降水量、積雪：文献調査） (2)地盤に関する調査（地層、活断層、火山活動：文献及び現地調査） (3)水理に関する調査（河川、津波、地下水位：文献及び現地調査） (4)地震に関する調査（文献及び現地調査） (5)社会環境に関する調査（周辺施設、交通状況など：文献調査） (6)その他の調査（動植物、景観、文化財：文献及び現地調査） ※基本的立地条件 (1) 自然環境 ① 地震、津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等の自然現象 ② 地盤、地耐力、断層等の地質及び地形等 ③ 風向、風速、降雨量等の気象 ④ 河川、地下水等の水象及び水理 (2) 社会環境 ① 近接工場等における火災、爆発等 ② 航空機事故等による飛来物等 ③ 農業、畜産物、漁業等の食物に関する土地利用及び人口分布状況等
立地手順	☆自治体からの立地可能性調査の申し入れ 経緯（参考） ① 自治体からの立地可能性調査の申し入れ ② 事業者による調査の実施 ③ 自治体及び事業者による各地域での報告会開催 ④ 自治体が設置する専門家会議による評価、市民説明会の開催 ⑤ 自治体による誘致表明、事業者による協力要請 ⑥ 県知事による立地協力要請の受諾表明、協定の締結 出典：自治体の公開資料

立地事例の情報収集・整理 (3/7)

(国内: 原子力施設／高レベル放射性廃棄物処分施設)

立地基準	☆法律に基づき、NUMOは、概要調査地区選定上の考慮事項として、あらかじめ文献等により以下の項目を評価することとしている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 359 1193 534"> 法定要件に関する事項 (概要調査地区選定に関する法定要件に対する適格性を評価する事項) </th><th data-bbox="1193 359 2107 534"> 付加的に評価する項目 (法定要件に対する適格性が確認された地区を対象に、概要調査地区としての特性を総合的に評価し、必要に応じて相対比較を行なう事項) </th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 534 1193 901"> (全国一律及び個別地区ごと) ①地震(活断層)に関する事項 ②噴火(火山・火成活動)に関する事項 (個別地区ごと) ③隆起・侵食に関する事項 ④第四紀の未固結堆積物に関する事項 ⑤鉱物資源に関する事項 </td><td data-bbox="1193 534 2107 901"> ①地層の物性・性状に関する事項 ②地下水の特性に関する事項 ③地質環境の調査・評価に関する事項 ④建設・操業時における自然災害に関する事項 ⑤土地の確保に関する事項 ⑥輸送に関する事項 </td></tr> </tbody> </table> なお、公募では、事前確認として以下の地質的条件のみを規定している。 ①全国的に調査された文献に示されている活断層がある場所が含まれていないこと。 ②火山の中心から半径15kmの円の範囲内にある地域が含まれないこと。	法定要件に関する事項 (概要調査地区選定に関する法定要件に対する適格性を評価する事項)	付加的に評価する項目 (法定要件に対する適格性が確認された地区を対象に、概要調査地区としての特性を総合的に評価し、必要に応じて相対比較を行なう事項)	(全国一律及び個別地区ごと) ①地震(活断層)に関する事項 ②噴火(火山・火成活動)に関する事項 (個別地区ごと) ③隆起・侵食に関する事項 ④第四紀の未固結堆積物に関する事項 ⑤鉱物資源に関する事項	①地層の物性・性状に関する事項 ②地下水の特性に関する事項 ③地質環境の調査・評価に関する事項 ④建設・操業時における自然災害に関する事項 ⑤土地の確保に関する事項 ⑥輸送に関する事項
法定要件に関する事項 (概要調査地区選定に関する法定要件に対する適格性を評価する事項)	付加的に評価する項目 (法定要件に対する適格性が確認された地区を対象に、概要調査地区としての特性を総合的に評価し、必要に応じて相対比較を行なう事項)				
(全国一律及び個別地区ごと) ①地震(活断層)に関する事項 ②噴火(火山・火成活動)に関する事項 (個別地区ごと) ③隆起・侵食に関する事項 ④第四紀の未固結堆積物に関する事項 ⑤鉱物資源に関する事項	①地層の物性・性状に関する事項 ②地下水の特性に関する事項 ③地質環境の調査・評価に関する事項 ④建設・操業時における自然災害に関する事項 ⑤土地の確保に関する事項 ⑥輸送に関する事項				
立地手順	☆事業者からの公募、自治体(首長)からの応募及び国からの申入れ ※最終処分法に基づく3段階の調査・選定(概要調査地区、精密調査地区、処分施設建設地) ① 全国の市町村から地層処分施設の設置可能性を調査する区域(文献調査を実施する区域)の公募 -以下の手順を予定- ② 応募があった区域について、火山や活断層などの地質的な条件を満たすか否かを確認 ③ 調査・選定の第一段階である概要調査地区選定のための文献調査 ④ 概要調査地区選定後、概要調査、精密調査を行い、処分施設の建設地(地層処分施設建設地)を選定				

出典: NUMO-TR-04-02

立地事例の情報収集・整理 (4/7)

(国内:産業廃棄物処分場)

立地基準	☆行政区域内を対象に段階的な絞り込みを行なっている。各段階に応じて、自然環境、社会環境等の基準が設定されており、産業廃棄物に特徴的な項目が含まれている。 1次スクリーニング ①土地利用法規制に基づき「回避すべき地域」を検討 ・法律で定められた土地利用法規制等(環境保全、防災、土地利用、文化、海域関連) ・立地にふさわしくない区域(水道ダム流域、上水道水源、自然環境保全区域) 2次スクリーニング ①土地利用状況、施設規模の観点から、立地候補地を抽出 ・土地利用の現況、適切な地形、埋立容量の確保、管理関連施設用地等の確保 ②留意すべき周辺状況を検討し、ふさわしくない地点及び可能性の低い地点を除外 ・優れた自然環境の保全、災害の防止、生活環境の保全、土地利用状況等の考慮 3次スクリーニング ①現地調査及び市町村情報等に基づく確認・検討により、可能性の高い候補地を選定 ・自然環境、生活環境(住宅、学校、病院、道路、利水、景観、歴史、文化、観光)、土地利用状況(市町村計画、搬入道路)、立地特性(地形、地質) ②環境面、経済社会面から検討し、課題の少ない候補地を選定 ・環境面(大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地形・地質、生物、生態系、歴史、文化等) ・経済社会面(採算性、排出者の経済的影響、土地計画、土地所有、税金、経済効果)
立地手順	☆自治体の関与(公共関与)による検討絞り込み評価経緯(参考) ①自治体における施設整備基本構想の策定(事業に向けた基本的考え方) ②幅広い有識者や関係者からなる「会議体」を設置、検討、意見聴取 ・立地候補地選定に関する調査 ・立地候補地の絞り込み ③「会議体」から知事への報告(提言) 出典:自治体等の公開資料

立地事例の情報収集・整理 (5/7)

(国内: 研究施設等／次世代スーパーコンピュータ)

立地基準	☆大項目、中項目、小項目に階層的に設定し評点基準を定めて評価(AHP法)している。 項目は以下の通り。スパコンに特徴的な研究環境等の項目も設定されている。 ①施設整備条件 〔安定な施設整備、維持管理〕 1) 自然災害・候補地周辺での落雷等 - 地震、風水害、土砂災害、落雷 2) 用地状況・気象条件 - 自然・気象条件、用地利用の余裕・安定性・拡張性 3) ユーティリティ - 電力、用水、ガス、通信ネットの安定性・信頼性 4) 近隣状況 - 事故危険源、電磁波・振動源、住民への影響 ②施設利用・運用環境 〔利用・運用における利便性等〕 1) 生活・滞在環境 - 利便性、魅力度、居住環境、滞在環境、国際性 2) 利用者の施設へのアクセス環境 - 国内主要都市及び海外からのアクセスの利便性 3) 研究開発環境 - 大学・研究機関・民間企業との連携体制の構築、連携体制を支援するインフラ等の整備状況 4) 自治体の貢献・協力等 - 理解増進・利用・運用に対する貢献・協力 5) 管理・運用体制の整備 - 既存の事業所等との一体的な管理など効率的・効果的な管理・運用体制を構築できること
立地手順	☆自治体の誘致、及び他の自治体への調査票発出(HP) 経緯(参考) ① 立地検討部会の設置、評価方法の検討、誘致団体からのヒヤリング ② AHP法等を用いた評価項目の設定、重み付けによる客観的評価(15から5地点に絞込み) ③ 現地調査 ④ 立地検討部会における2地点までの絞込み ⑤ 理事会において1地点を選定 出典: 次世代スーパーコンピュータ施設立地評価報告書 2007年3月23日. 理化学研究所

立地事例の情報収集・整理 (6/7)

(海外: 英国 低・中レベル廃棄物処分場)

立地基準	各段階の絞り込みの観点 (全 国 ⇒ 537地点) 適切な地質環境、国定公園、景勝地等を除外、 人口密度(≤5人/ha) (537地点 ⇒ 204地点) 地質学的長期安定性、地下深部の水理条件 (204地点 ⇒ 165地点) 土地購入の難易(公用地以外を除外) (165地点 ⇒ 117地点) 地形と面積 (117地点 ⇒ 39地点) 地質学的観点からの地層処分場の開発可能性 (39地点 ⇒ 17地点) 社会・経済及び環境、処分場の概念設計検討、処分場閉鎖後の安全性、処分場の概念設計、輸送システムの検討、処分費用 (17地点 ⇒ 12地点) 公衆の反応 (12地点 ⇒ 2地点) 社会・経済及び環境に対する影響、処分システムの健全性、処分場閉鎖前、閉鎖後の安全性、処分費用 (2地点 ⇒ 1地点) 輸送費用 出典: 2005年Nirex社報告書等
立地手順	☆事業者主導による全国からの絞り込み方式 経緯(参考) ① 1987～91年: 全国 ⇒ 537 ⇒ 204 ⇒ 165 ⇒ 117 ⇒ 39 ⇒ 17 ⇒ 12 ⇒ 2 ⇒ 1 ② 1991年: セラフィールドでの処分場設計概念を発行 ③ 1992年: 地下研究施設(RCF)建設を公表⇒放射性廃棄物管理諮問委員会の懸念表明 ④ 1995年: RCF計画をカンブリア州政府に申請 ⇒ 現地審議機関の拒否 ⑤ 1997年: 州政府が拒否を支持 ⑥ 2001年9月～: 放射性廃棄物の安全な管理に関する協議文書が発行され、4段階の協議プロセスが進行中 (パートナーシップ方式への転換)

立地事例の情報収集・整理 (7/7)

(海外: 韓国 低・中レベル廃棄物処分場)

立地基準	事業者主導方式での絞り込み基準 第1段階: 臨海地域から244ヶ所の立地可能地域を選定 第2段階: 各地域における地質適合性調査の結果108ヶ所の対象地域を選定 第3段階: 自然・人文・社会環境の条件から好ましい20ヶ所を選定 第4段階: 事業環境の観点から11ヶ所を選定 第5段階: 原子力発電所の地理的分布、放射性廃棄物輸送の容易性等を勘案して4ヶ所を選定 地域支援特別法(複数地域が競合する場合)での評価基準 サイトの適合性、事業推進環境、施設に対する地域コンセンサスを段階的に評価
立地手順	☆公募方式 ⇒ 事業者主導方式 ⇒ 誘致請願方式 ⇒ 公募方式 出典: 原環センターHP等 経緯(参考) ① 2000年～01年: 自治体に対する公募 ⇒ 応募した自治体なし ② 2001年～03年: 事業者主導で全国レベルから絞り込み (全国 ⇒ 244 ⇒ 108 ⇒ 20 ⇒ 11 ⇒ 4 ⇒ 2 ⇒ ウイド) ⇒ 社会的軋轢で頓挫 ③ 2004年: 誘致公募に関する告示 10地域の住民からの誘致請願 ⇒ いずれの自治体も申請に至らず 地域支援特別法案予告 ④ 2004年～2005年: 再度、自治体に対する公募 ⑤ 2005年: 地域支援特別法 候補地選定に関する告示 ・サイト選定委員会の設置、住民投票制度、地域支援策 ⇒ 4地域から誘致申請 ⇒ 住民投票でキョンジュ市を選定

1. 平成21年度に実施する業務

1.3 処分単価及び受託契約

計 画	実 績
透明性を確保した公正かつ合理的な処分単価の設定方法に関し、発生者の意見を聴取する。 原子力機構以外の発生者から研究施設等廃棄物の処分の委託を受ける際に締結する受託契約に必要な事項、内容、条件等について発生者の意見を聴取しつつ検討を進め、受託契約の準備に係る作業を行う。	1. 処分単価及び受託契約に係る検討 (1) 平成22年2月18日に開催した、(社)日本アイソトープ協会(RI協会)、(財)原子力研究バックエンド推進センター(RANDEC)及び原子力機構で構成する「RI・研究所等廃棄物連絡協議会」(以下「協議会」)において、以下の検討項目について意見を聴取した。 1) 総費用積算、処分単価設定等に係る項目 2) 受託契約の条件、受託料金算定等に係る項目 等 (2) 受託契約の準備作業として、他の公共・公益事業の事例や協議会で聴取した意見等を参考に、平成22年度以降に実施する処分単価、受託契約及び受託料金設定に係る調査・検討(事業環境分析、リスク抽出、費用配分方法等)の実施仕様を取りまとめた。 ⇒参考資料1-3-1参照

処分単価及び受託契約に係る検討（1/4）

参考資料1-3-1

■ 平成21年度は、平成22年度以降に調査・検討を実施する内容を取りまとめた。

検討仕様の概要

- ・ 総費用の積算、処分単価・受託料金設定方法について検討を行う。
- ・ 発生者から処分の委託を受ける際に締結する受託契約に必要となる事項、内容、条件等について検討を行う。

検討方針の策定

- ・ 公正かつ合理的な受託料金の設定方法
- ・ 事業環境分析に係る事例の調査

検討仕様

- ・ 埋設事業の置かれた環境の分析（事業環境分析）
- ・ 税務、会計及び関連法令を踏まえた受託契約
- ・ 埋設事業の特性によるリスクの抽出
- ・ 公平性を担保するための発生者・処分方法による費用配分方法の検討
- ・ 受託料金設定方法の検討

仕様を取りまとめ、
報告書を作成。

取りまとめた仕様に基づき検討を実施

発生者等からの
意見聴取（検討中）

受託契約の事項、内容、条件、
料金設定方法等を策定

平成22年度
実施業務

平成23年度
実施業務

処分単価及び受託契約に係る検討 (2/4)

事業環境分析

● 平成22年度以降に調査・検討を実施する内容

- 公共・公益法人等の事例を参考に事業環境分析を行い、受託契約・受託料金設定等について検討するための前提条件をまとめる。

他の公共・公益事業における事業環境分析の手法を調査

事業目標を達成するために重要な内的・外的要因について分析し、事業の置かれた環境について把握する。



事業環境分析の手法を埋設事業へ適用

適用可能と考えられる他の公共・公益事業等での事業環境分析の手法を埋設事業に適用し、本事業の置かれた環境について分析を行う。



受託契約・受託料金設定等の検討に要する前提条件の設定

分析の結果得られた埋設事業の置かれた環境を基に、受託契約・受託料金設定等の検討のための前提条件をまとめる。



受託契約に係る検討

受託料金設定等に係る検討

処分単価及び受託契約に係る検討 (3/4)

受託契約に係る検討

● 平成22年度以降調査・検討を実施する内容

- 事業環境分析を踏まえてまとめた前提条件のもとに、受託契約の形態について検討する。

前提条件の設定

検討項目の抽出

受託契約にあたり必要となる事項、内容、条件等について検討すべき項目を抽出する。

検討項目の例

○契約の事項・内容

- ◇契約の種類
- ◇契約書の記載
- ◇受託料金の支払時期・方法
- ◇etc...

○契約の範囲

- ◇処分のみを契約の範囲とするか？
- ◇廃棄体確認を契約の範囲に含めるか？
- ◇許認可のためのデータ提出をもって受託契約の開始とするか？
- ◇etc...

○契約の条件

- ◇契約の範囲により異なる
- ◇廃棄体の受入条件
- ◇etc...

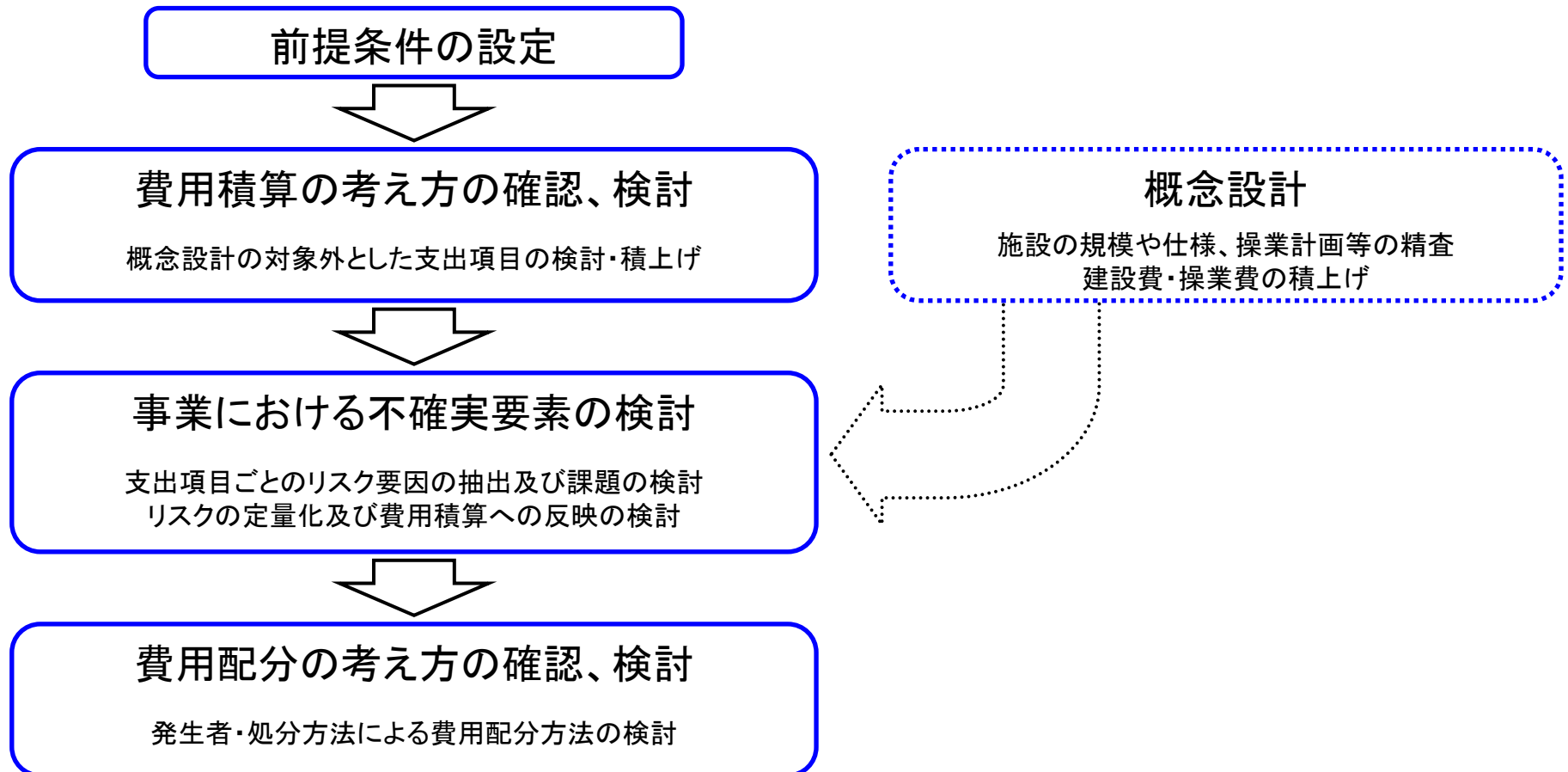
原子力機構・発生者ともに税務・会計や関連法令において問題なく実施できる項目への絞り込み

処分単価及び受託契約に係る検討（4/4）

受託料金設定等に係る検討

● 平成22年度以降調査・検討を実施する内容

- 事業環境分析を踏まえてまとめた前提条件のもとに、費用積算項目やリスクを抽出し、定量化する。
- 各支出項目の費用構造を分析し、発生者ごと、処分方法ごとの費用配分方法を検討する。



1. 平成21年度に実施する業務

1.4 輸送、処理に関する計画

計 画	実 績
研究施設等廃棄物の集荷、輸送、廃棄体化処理等が全体として合理的かつ体系的に行われるよう、国及び関係事業者間で事業に関する情報の共有や連携・協力を図るために、協議会等を開催する。このため、発生者の協力を得て研究施設等廃棄物の発生状況及び保管状況について必要な調査を実施する。 また、発生者を対象とした説明会を開催し、埋設事業の進展に応じて原子力機構及び発生者がとるべき措置及びその準備について情報交換を行う。	1. 関係機関等との連携・協力 協議会において、埋設事業に係る今後の取り組み、各機関の果たすべき役割、連携・協力体制のあり方等について意見交換を行った。 2. 廃棄物発生状況等の調査の実施 埋設事業許可申請に係る準備等に向けて、発生者の現状を把握するため、発生者の協力の下、廃棄物発生状況及び保管状況の調査並びに意見を聴取し、今後検討が必要となる内容を整理した。 ⇒参考資料1-4-1参照 3. 説明会の開催と情報交換 (1)「研究施設等廃棄物の埋設事業に関する説明会」(以下「発生者説明会」)を文部科学省共催並びにRI協会及びRANDECの協力の下、平成22年1月27日に開催した。 (2)発生者説明会においては、埋設事業の計画やRI協会、RANDECによる集荷・処理事業への取り組み状況等、埋設事業に係る業務の進捗状況の説明を行った。 (3)埋設事業の許認可申請に向けて、発生者がとるべき措置及びその準備事項について説明し、今後の原子力機構と発生者との協力について意見交換を行った。 ⇒参考資料1-4-2参照

廃棄物発生状況等の調査の実施(1/2)

参考資料1-4-1

各発生者の廃棄物発生状況及び保管状況について現状を把握するため、事業所を訪問し意見交換等を行い、廃棄物保管状況に関する事例集の作成に着手した。

◇作成した事例集

「1. 事業所で保管している廃棄物」、「2. 廃棄物の保管状況」、「3. 廃棄物に関する記録等」、「4. 廃棄物の保管・処理等に関する今後の予定」、「5. JAEAへのご意見・ご要望等」、「6. その他」について記載。

研究施設等廃棄物の保管状況事例

No	22-03-30-001 (年-月-日-通し番号)
事業者	三菱マテリアル(株)
事業所	大宮総合整備センター
所在地	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-297
日時	平成 22 年 3 月 30 日 15:30~18:00

1. 事業所で保管している廃棄物

発生源	規制区分	原子炉等規制法(核燃料物質の使用施設(ウラン、トリウム))
	発生経緯	核燃料サイクルを構成する製錬、転換、再転換、成型加工などに関する種々の研究開発により発生した廃棄物及び当該施設の解体等に伴い発生した廃棄物
数量	体積	6,182m ³
	重量	8,260t (コンクリート:1,550t 金属:337t その他:190t 土壌:6,176t)
	容器数	鋼製角型容器: (1.5m ³)2,937 個、(2m ³)828 個、(3m ³)30 個 200Lドラム缶:152 本

2. 廃棄物の保管状況

保管施設	鉄筋コンクリート地下 2 階建の保管庫 																						
施設の管理	安全対策と日常管理は以下の通り <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護</td><td>コンクリートの厚い壁と床によって遮へいされます。</td></tr> <tr> <td>地震対策</td><td>最新の耐震設計基準に基づいております。</td></tr> <tr> <td>火災対策</td><td>自動火災報知設備、屋内消火栓及び連結散水設備を設置しております。これら設備は定期的に点検をしております。</td></tr> <tr> <td>管理規定の制定</td><td>「核燃料物質使用許可施設管理規定」を定めており、それに基づいて適正な管理を行っております。</td></tr> <tr> <td>管理区域の設定</td><td>保管庫内は管理区域とし、入室する際は個人被ばく線量計を着用するなどの放射線管理を実施しております。</td></tr> <tr> <td>周辺監視区域の設定</td><td>地上部との境界を周辺監視区域境界としております。(建物の構造上、みだりに立ち入ることは不可能です。)</td></tr> <tr> <td>放射線測定</td><td>管理区域内における線量当量率を定期的に測定しております。また、地上部の周辺監視区域境界においても線量当量率を定期的に測定しております(いずれも毎月1回)。</td></tr> <tr> <td>放射性物質濃度測定</td><td>地下からの湧水などの排水中の放射性物質濃度を定期的に(毎月1回)測定しております。</td></tr> <tr> <td>換気</td><td>保管庫内の空気の入れ換えを行なえるように、給排気装置を設置しております。</td></tr> <tr> <td>点検作業</td><td>保管庫の状況及び放射性廃棄物の保管状態を定期的に(毎週1回)点検しております。</td></tr> </tbody> </table> 上記以外にも、地下施設ということで湿度管理には気を使っている。	項目	内容	放射線防護	コンクリートの厚い壁と床によって遮へいされます。	地震対策	最新の耐震設計基準に基づいております。	火災対策	自動火災報知設備、屋内消火栓及び連結散水設備を設置しております。これら設備は定期的に点検をしております。	管理規定の制定	「核燃料物質使用許可施設管理規定」を定めており、それに基づいて適正な管理を行っております。	管理区域の設定	保管庫内は管理区域とし、入室する際は個人被ばく線量計を着用するなどの放射線管理を実施しております。	周辺監視区域の設定	地上部との境界を周辺監視区域境界としております。(建物の構造上、みだりに立ち入ることは不可能です。)	放射線測定	管理区域内における線量当量率を定期的に測定しております。また、地上部の周辺監視区域境界においても線量当量率を定期的に測定しております(いずれも毎月1回)。	放射性物質濃度測定	地下からの湧水などの排水中の放射性物質濃度を定期的に(毎月1回)測定しております。	換気	保管庫内の空気の入れ換えを行なえるように、給排気装置を設置しております。	点検作業	保管庫の状況及び放射性廃棄物の保管状態を定期的に(毎週1回)点検しております。
項目	内容																						
放射線防護	コンクリートの厚い壁と床によって遮へいされます。																						
地震対策	最新の耐震設計基準に基づいております。																						
火災対策	自動火災報知設備、屋内消火栓及び連結散水設備を設置しております。これら設備は定期的に点検をしております。																						
管理規定の制定	「核燃料物質使用許可施設管理規定」を定めており、それに基づいて適正な管理を行っております。																						
管理区域の設定	保管庫内は管理区域とし、入室する際は個人被ばく線量計を着用するなどの放射線管理を実施しております。																						
周辺監視区域の設定	地上部との境界を周辺監視区域境界としております。(建物の構造上、みだりに立ち入ることは不可能です。)																						
放射線測定	管理区域内における線量当量率を定期的に測定しております。また、地上部の周辺監視区域境界においても線量当量率を定期的に測定しております(いずれも毎月1回)。																						
放射性物質濃度測定	地下からの湧水などの排水中の放射性物質濃度を定期的に(毎月1回)測定しております。																						
換気	保管庫内の空気の入れ換えを行なえるように、給排気装置を設置しております。																						
点検作業	保管庫の状況及び放射性廃棄物の保管状態を定期的に(毎週1回)点検しております。																						

廃棄物発生状況等の調査の実施(2/2)

2. 廃棄物の保管状況

分別状況	可燃・不燃・液体に分別し、別容器にて保管している。 不燃物は、さらにコンクリートガラ、金属、土壌に分別されており、それぞれ別容器に保管されている。	
内容物	可燃物	施設解体に伴い発生した木材(裁断して保管) 操業中に発生した実験着等
	不燃物	施設解体に伴い発生したコンクリートガラ・金属(試験装置等の撤去物、裁断して保管)、施設のあった場所から回収した土壌(一部重金属(カドミウム、セレン、クロム)で汚染している可能性がある(20~30%))
	難燃物	塩ビ類、ゴム類、フレコンバッグ等
	液体	保管されていたウラン・トリウムの試薬(ガラス瓶4本に封入されている)
	その他	施設操業中の廃液処理で発生したスラッジ等
保管方法	施設操業中に発生したものを含めて、解体に伴い発生した木材、コンクリートガラ、金属、土壌については、厚手のポリプロピレン製袋(特注品)に梱包した上で、専用の鋼製角型容器(1.5m³、一部2m³)にて保管。(大型機器類の一部はビニールで梱包して角型容器(3m³)を使用し、保管。) 施設操業中の廃液処理で発生したスラッジ、保管されていたウラン・トリウムの試薬については、200ℓドラム缶にて保管している。 なお、液体(ウラン・トリウムの試薬)を保管している200ℓドラム缶は、試薬瓶の下に受皿を置き保管している。 200ℓドラム缶については、地震等による転倒を防止するため、パレットに載った4本を固縛している。	
加工の有無	角型容器への充填効率を高めるため、施設のあった場所から回収した土壌の大半をブロック状にプレスしている以外は、特に処理等は実施していない。	

3. 廃棄物に関する記録等

記録の内容	保管容器毎に、内容物・重量・表面線量・表面汚染密度の記録がなされており、これを取りまとめた帳簿が存在する。 解体時に発生した廃棄物については、発生場所の履歴が残っていないため、どの容器にどこで発生した廃棄物が収納されているかは不明。 また、現時点では、放射能量を容器毎に把握することは困難である。土壌の一部には、重金属の汚染の可能性がある。	
管理体制	上記帳簿は、法令にしたがって記録されており、かつ、役割分担・責任体系を明確にした管理組織が設けられて管理されている。	
放射能インベントリ	核種	U(天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン)及び微量の Th
	濃度	正確に求めることが不可能であるため記録はない
	総放射能	保管容器ごとの放射能量を把握することは困難なことから、保管廃棄物全量に対して総放射能の評価を実施している。
	設定根拠	ウラン廃棄物であることから、測定による放射能インベントリの評価が難しいため、法令報告は、これまでの計量管理における核燃料物質の損耗量(又は廃棄量)を事業所全体の放射能量として報告することとしている。
その他記録	保管容器全面の表面サーベイのうち、最大の線量率を記録しており、その結果と容器に封入する前の内容物の分析結果などから評価すると、保管容器の約 2/3 がクリアランスレベル以下であると推定している。	

4. 廃棄物の保管・処理等に関する今後の予定

施設の解体撤去は既に終了しているため、今後処分できるまでの間、廃棄物を保管する。
処理方法、放射能測定については、今後、埋設の基準等を踏まえて、検討する。

5. JAEA へのご意見・ご要望等

今後、保有する放射性廃棄物の処理や廃棄体確認等に向け、データを収集するに当たり、JAEAにその道筋を示してもらいたい。

(JAEAへのご意見への回答)

現在、JAEAの保有する廃棄物の廃棄体化処理、廃棄体仕様、放射能濃度確認の手法及び基準等について検討を進めているところです。本検討結果について、各発生事業者の皆様にもご活用いただけるよう、順次、技術報告書等にまとめ公開していく予定です。

説明会の開催と情報交換

輸送・処理に関する計画は、特に各発生者の協力の下、事業の進ちよくと各者の状況を踏まえた具体的な計画を立てて取り組んでいくべき事項。

○ 輸送・処理に関する計画の作成に際して、発生者に協力や準備を要請する場、また、発生者と事業に関する意見交換や相談できる場が必要。

情報交換を目的とした発生者対象の説明会を開催

「研究施設等廃棄物の埋設事業に関する説明会」(平成22年1月27日開催)

● 主催：原子力機構

事業内容、進ちよく状況・計画の共有
協力等の要請と意見交換

● 共催：文部科学省

国の方針等の情報共有

● 協力：RI協会
RANDEC

関係事業者の取り組み状況等の情報共有



参加者数88名(73事業所)

<説明会の様子>

1. 平成21年度に実施する業務

1.5 その他の業務

計 画	実 績
(1) 事業に関する情報の発信 埋設事業に関するホームページを開設し、事業の内容や埋設施設の概要等を紹介するほか、国内外の類似施設等埋設事業に関連する資料、情報を掲載するなど、積極的に情報発信を行う。また、広報素材の作成等、広報活動のあり方について取りまとめる。 埋設事業について一元的な相談・情報発信を行う窓口を設置し、埋設事業に関する国民の懸念や不安に対して的確に対応する。 (2) 資金を管理するシステムの構築 原子力機構の一般勘定及び電源利用勘定（以下、「他勘定」という。）から埋設処分業務勘定への繰入金額と、発生者との受託契約に基づく料金を適切に算定するため、資金を管理するシステムの仕様を取りまとめる。	(1) 事業に関する情報の発信 ① 埋設事業に関するホームページを平成21年12月3日に開設した。埋設事業の内容、埋設施設の概要、国内外の類似施設等埋設事業の事例、関連資料、Q & A、用語解説を掲載した。各種委員会が開催されるなどの際にはホームページをタイムリーに更新して資料を掲載するなど、積極的に情報を発信した。広報素材の作成等に向け、広報活動のあり方を取りまとめた。 ② 一元的な相談・情報発信を行う窓口として、ホームページに双方向の対話が可能となる専用ページを設置し、外部からの問合せ等に的確に対応した。 ③ 発生者説明会の場で発生者に対して、埋設事業推進センターのホームページを紹介し、その利用方法を説明した。また、質問や相談がある場合は、まずは原子力機構にお問合せいただくよう要請するなど、積極的に周知した。 ⇒参考資料1-5-1参照 (2) 資金を管理するシステムの構築 原子力機構の財務・契約系情報システム内の埋設処分業務勘定の実データ情報の格納状況等を事前に調査し、埋設処分業務勘定に関連する収入、支出データを管理するシステムの構築に必要な仕様を取りまとめた。 ⇒参考資料1-5-2参照

事業に関する情報の発信（1/2）

参考資料1-5-1

ホームページを活用して相談・情報発信等に対応

○ 情報の発信

- ・ホームページを開設し、タイムリーに更新するなど積極的に情報を発信。
 - 事業内容、埋設施設の概要等に加え、Q&A及び用語解説を掲載
 - 各種委員会が開催されるなどの際には資料を掲載 等
- ・開設後、月平均で約40,000件のアクセスがあり、月による大きな変動は無い。

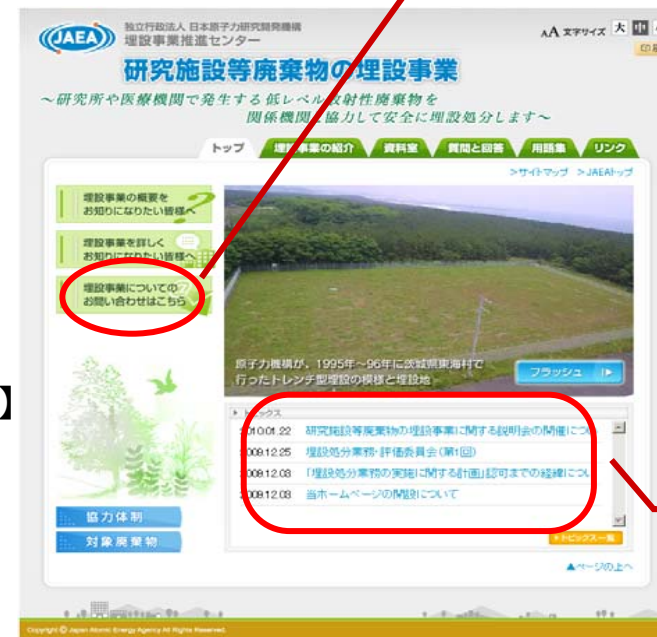
【開設後の累積アクセス数：約164,000件（平成22年3月末現在）】

○ 一元的な相談・情報発信

- ・ホームページに専用ページを設置し、ご相談・ご質問に対応。

○ 埋設事業に関する懸念や不安への対応

- ・発生者説明会において、埋設事業に関する情報発信及び問合せ手段としてホームページを紹介し、利用方法を説明。
- ・埋設事業及び関連事項について質問・相談がある場合は、原子力機構に問合せいただくよう要請するなど、積極的に周知。



（埋設事業推進センターのホームページ）

事業に関する
問い合わせの方法
を明示



事業の進捗よくに
伴う新情報を発信

事業に関する情報の発信（2/2）

有識者、シンクタンク等の意見を聴取



広報活動の取り組み方について取りまとめ

取りまとめ例（広報素材の作成）

①パンフレット

- (1) 埋設事業者として伝えるべき、事業内容、安全管理、地域共生などに関する素材化
- (2) 社会調査によって公衆の懸念や不安を把握し、それをもとに素材化

②ビデオ

- (1) 市民の懸念や不安について、機構が回答する形式を活用
- (2) 市民が国内外の埋設現場の安全管理等についてレポート

③模型

説明会展示用として
ハンディタイプのもの

ホームページで公開



資金を管理するシステムの構築 (1/3)

参考資料1-5-2

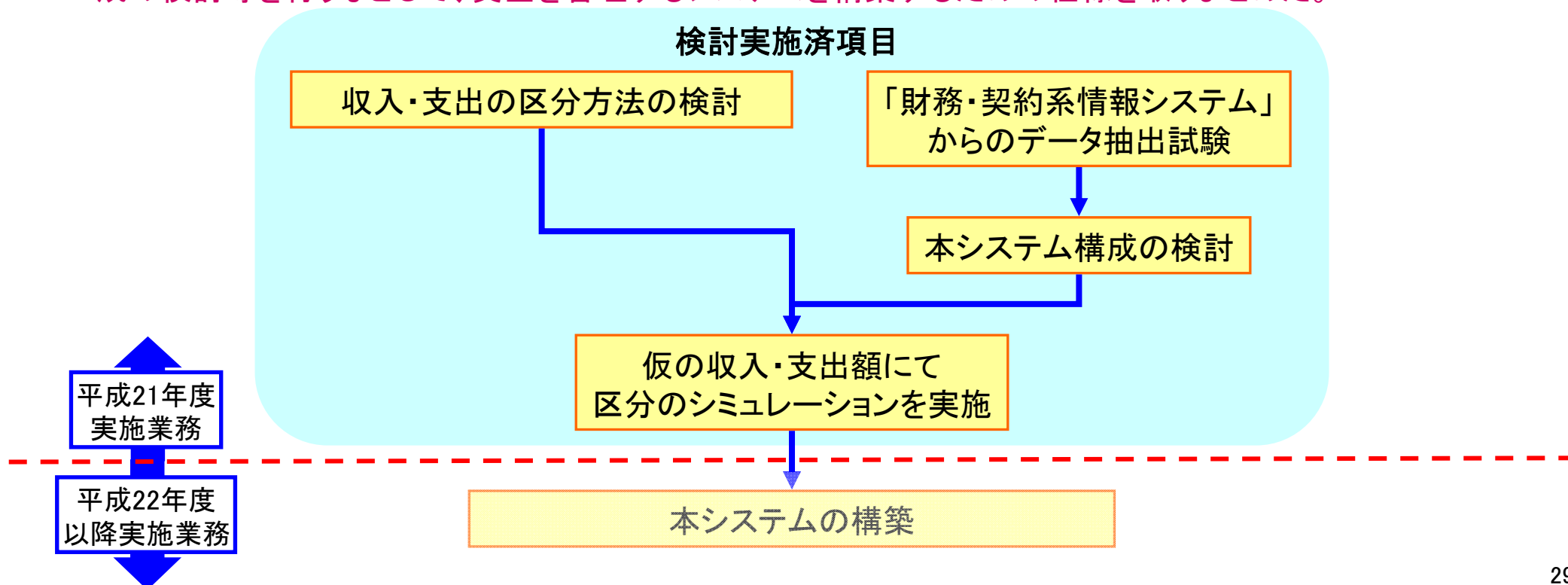
埋設事業を実施するにあたり、長期にわたり事業を確実に継続するため、資金管理を適切に行うことが求められている。

また、毎事業年度における一般勘定・電源利用勘定からの繰入金額算定の方法を定めた省令(*)においても、勘定及び処分方法ごとに原子力機構の資金残高を把握することが必要とされている。

(*)「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令」(平成17年文部科学省令第44号)

これらの要求に応えるため、埋設処分業務勘定への繰入金額と受託料金を適切に算定することを目的とした資金を管理するシステムの構築を行う。

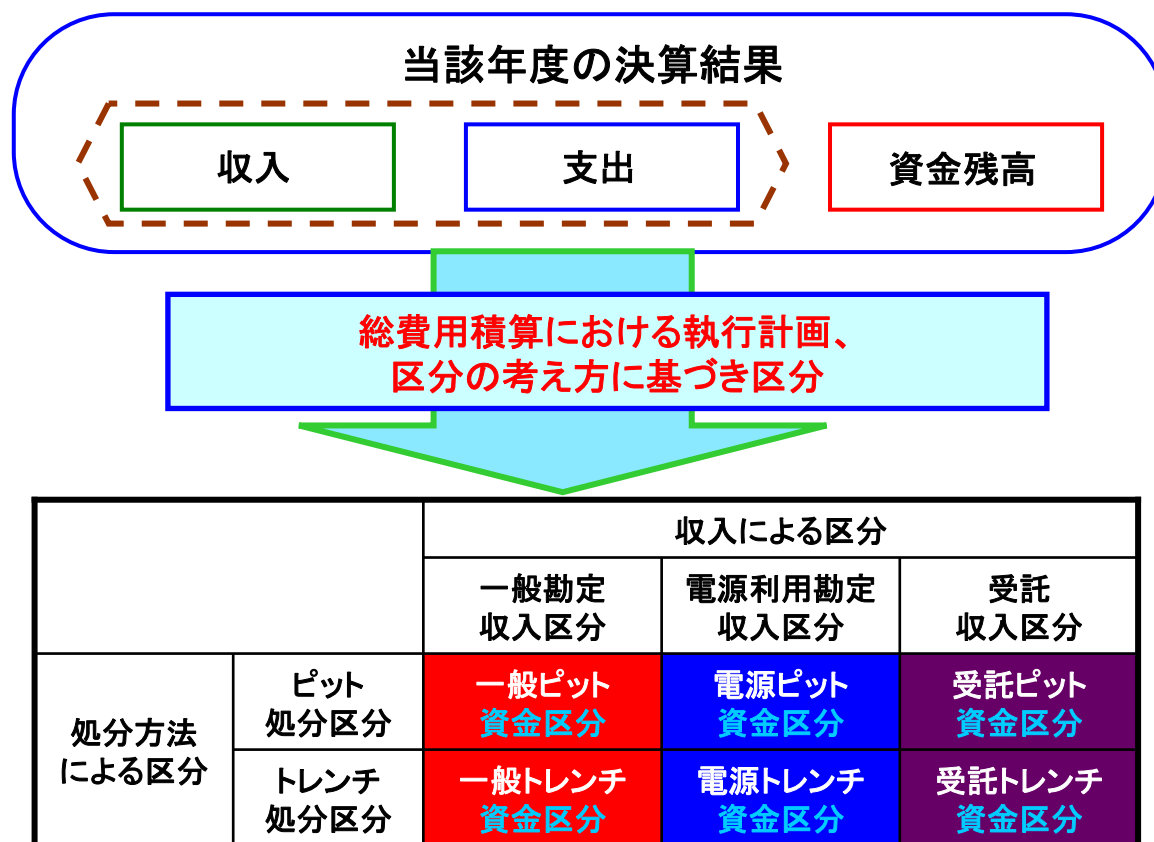
平成21年度は、収入・支出区分方法の検討、管理に必要とされる財務データの抽出試験、システム構成の検討等を行うなどして、資金を管理するシステムを構築するための仕様を取りまとめた。



資金を管理するシステムの構築 (2/3)

収入・支出の区分方法の検討

埋設処分業務に要した収入・支出の
処分方法(ピット・トレンチ)、一般勘定・電源利用勘定・受託収入ごとに
区分する方法とした。



資金を管理するシステムの構築 (3/3)

「財務・契約系情報システム」からのデータ抽出試験

区分する収入・支出のデータは「財務・契約系情報システム」より抽出することから、実際に計算機上にて埋設処分業務勘定に関するデータ抽出試験を実施し、必要なデータを取り出せることを確認した。

本システム構成の検討

収入・支出の区分方法、保管・管理すべきデータの容量等から、本システムを構成するハードウェア及びソフトウェアの仕様を取りまとめた。

仮の収入・支出額にて区分のシミュレーションを実施

収入・支出に数パターンの仮想額を設定し、実際に設定した方法で区分し、その過程が正しく行われていることを確認した。

2. 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

計 画

(単位:百万円)

区分	埋設処分業務勘定
収入	
他勘定より受入	8,710
受託等収入	13
その他の収入	129
計	8,852
支出	
事業費	111
うち、人件費	63
うち、埋設処分業務経費	48
埋設処分積立金繰越	8,741
計	8,852

実 績

(単位:百万円)

区分	埋設処分業務勘定
収入	
他勘定より受入	決算確定後記載
受託等収入	
その他の収入	
計	
支出	
事業費	決算確定後記載
うち、人件費	
うち、埋設処分業務経費	
埋設処分積立金繰越	
計	

[注1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注2] 他勘定からの繰入金額は、埋設処分業務に係る年度ごとの費用及び廃棄体物量等を用いて試算される。

・平成21年度の繰入金額は、「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令」及び「独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」に基づき算定した額約8,647百万円及び人件費約63百万円とし、他勘定より受入れる。

2. 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画

(2) 収支計画

計 画

(単位:百万円)

区分	埋設処分業務勘定
費用の部	94
経常費用	94
事業費	74
一般管理費	5
受託等経費	13
減価償却費	1
財務費用	0
臨時損失	—
純利益	8,741
総利益	8,741
収益の部	8,834
他勘定より受入	8,691
研究施設等廃棄物処分収入	13
資産見返負債戻入	1
その他の収入	0
臨時利益	129

実 績

(単位:百万円)

区分	埋設処分業務勘定
費用の部	決算確定後記載
経常費用	
事業費	
一般管理費	
受託等経費	
減価償却費	
財務費用	
臨時損失	
純利益	決算確定後記載
総利益	
収益の部	
他勘定より受入	
研究施設等廃棄物処分収入	
資産見返負債戻入	
その他の収入	
臨時利益	

[注]

- ・各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ・総利益は、平成22年度以降の埋設処分業務に要する事業費用に充当する積立金として計上する。

2. 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画

(3) 資金計画

計 画

(単位:百万円)

区分	埋設処分業務勘定
資金支出	8,852
業務活動による支出	92
投資活動による支出	19
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	8,741
資金収入	8,852
業務活動による収入	8,723
他勘定より受入	8,710
研究施設等廃棄物処分収入	13
その他の収入	0
投資活動による収入	129
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	—

実 績

(単位:百万円)

区分	埋設処分業務勘定
資金支出	決算確定後記載
業務活動による支出	
投資活動による支出	
財務活動による支出	
次年度への繰越金	
資金収入	決算確定後記載
業務活動による収入	
他勘定より受入	
研究施設等廃棄物処分収入	
その他の収入	
投資活動による収入	
財務活動による収入	
前年度よりの繰越金	

[注]各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 平成21年度の埋設処分業務の運営において留意する事項

計 画	実 績
(1) 安全確保・コンプライアンスの徹底等 埋設事業を安全かつ効率的に実施するための教育に努めるとともに、コンプライアンス(法令遵守)の徹底等に努める。 (2) 埋設処分業務勘定の管理等 埋設処分業務勘定において、他勘定からの繰入金額を算定するため、他勘定及び機構以外の発生者分の収入、支出及び資金残高を適切に管理する。 (3) 安全規制整備への対応 安全規制当局に対して必要に応じて情報を提供するなど、安全規制当局が進める埋設事業に関連のある安全規制の整備の進ちよくに適切に対応する。 (4) 業務の評価 事業年度終了後、速やかに業務の評価を行い、その結果を公表する。	原子力機構内において、原子力機構の運営管理及び事業推進に係る関係部署と事務検討会議を開催し、埋設処分業務の事務手続き、規程等の策定について協議し、制度化を図った。 (1) 安全確保・コンプライアンスの徹底等 埋設事業を安全かつ効率的に実施していくため、埋設事業推進センター内で、諸外国の原子力政策、中・低レベル放射性廃棄物の埋設施設の建設状況等の海外事例に関する勉強会を実施するなど、人材教育に努めた。また、社内の教育制度を活用し、コンプライアンス意識の向上に務めた。 (2) 埋設処分業務勘定の管理等 埋設処分業務勘定において、他勘定からの繰入金額を算定するための基準となる規程等を定め、同規程等に基づき他勘定及び原子力機構以外の発生者分の収入、支出及び資金残高を適切に管理した。 (3) 安全規制整備への対応 安全規制当局に対して埋設処分の検討に資するよう、関連情報を提供するなど、安全規制整備の進ちよくに適切に対応した。 (4) 業務の評価 事業年度終了後、当該年度の埋設処分業務の実施状況について、埋設処分業務・評価委員会において評価を実施する。得られた評価結果については、公表する。